

## 第 11 次第 1 回横浜市消費生活審議会 議事次第

平成 28 年 12 月 5 日（月）午後 2 時～  
関内中央ビル 5 階特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 会議録確認者の選出について
- (3) 第 11 次横浜市消費生活審議会の運営について
  - ア 第 11 次横浜市消費生活審議会部会構成について（案）
  - イ 第 11 次横浜市消費生活審議会のテーマについて（案）
  - ウ 第 11 次横浜市消費生活審議会委員所属部会（案）について
- (4) 平成 29 年度消費生活協働促進事業について
- (5) その他

### 3 閉 会

#### 【資料】

- 資料 1 第 11 次横浜市消費生活審議会委員名簿
- 資料 2 第 11 次横浜市消費生活審議会の運営について
- 資料 3 - 1 平成 29 年度 消費生活協働促進事業 募集要項
- 資料 3 - 2 消費生活協働促進事業募集要項 新旧対照表
- 資料 3 - 3 平成 29 年度 消費生活協働促進事業 チラシ（案）

## 第11次横浜市消費生活審議会委員名簿

平成28年10月1日現在

No	委員氏名	所 属
1	あらい あや 荒井 彩	横浜市生活協同組合運営協議会 代表
2	いけだ ぐんじ 池田 軍治	市民委員
3	いしかわ きいち 石川 貴一	市民委員
4	えのもと ひでお 榎本 英雄	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
5	おおさわ あや 大澤 彩	法政大学 法学部 教授
6	おおもり しゅんいち 大森 俊一	公益社団法人 日本訪問販売協会 常務理事
7	くりた ゆたか 栗田 裕	横浜商工会議所 小売部会長
8	さくま きょうこ 作間 京子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
9	さとう よしつぐ 佐藤 喜次	公益社団法人 消費者関連専門家会議 専務理事
10	すずき たかし 鈴木 隆	一般財団法人 家電製品PLセンター センター長
11	すずき よしひと 鈴木 義仁	神奈川県弁護士会
12	たかはし ひかる 高橋 光	横浜市消費生活推進員 瀬谷区代表
13	たがや としこ 多賀谷 登志子	横浜市消費者団体連絡会 代表幹事
14	たなか まこと 田中 誠	神奈川県弁護士会
15	ながお じゅんじ 長尾 淳司	一般社団法人 日本クレジット協会 総務企画部長
16	まつばぐち れいこ 松葉口 玲子	横浜国立大学 教育人間科学部 教授
17	むら ちづこ 村 千鶴子	東京経済大学 現代法学部 教授・弁護士

敬称略：五十音順

## 第11次横浜市消費生活審議会の運営について

平成28年12月5日

第11次第1回横浜市消費生活審議会



## 第11次横浜市消費生活審議会 部会構成について (案)

**【役割】**

第7条 市長の諮問に応じ、消費生活に関する重要な事項を調査審議し、消費者被害の救済に関するあつせん及び調停を行い、並びに消費者の消費生活に係る訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、消費生活に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(横浜市消費生活条例より抜粋)

構成 20名以内 第11次審議会：17名(学識経験者6名、消費者5名、事業者6名)

部会構成員：すべて学識経験者・消費者・事業者で構成

## 第11次 横浜市消費生活審議会

### 施策検討部会

テーマを設定し、課題を抽出し、必要な施策について審議を行います。

開催頻度：年1～2回開催を予定しています。

### 消費者教育推進地域協議部会

消費者教育推進法に規定された市消費者教育推進計画の作成に関して意見を述べるほか、構成員相互の情報の交換及び調整を行います。審議会委員の他、専門委員が出席します。

開催頻度：年2回開催を予定しています。

### 消費生活協働促進事業 審査評価部会

消費生活協働促進事業への応募団体の審査及び評価を行います。

開催頻度：年2回開催を予定しています。

### 公募委員選考部会

次期審議会の市民公募委員の選考を行います。

開催頻度：平成30年度に2回開催を予定しています。

### 消費者被害救済部会

市長の付託により紛争のあつせん・調停を行います。

開催頻度：付託案件の発生により随時。  
付託案件がなければ、年1回開催を予定しています。



## 施策検討部会概要

設置目的	<b>【目的】</b> ・消費生活に関する重要な事項の調査審議を行う。 ・消費生活に関する重要な事項について市長に意見を述べる。	
<b>【参考】</b> 第10次の部会状況	1 審議テーマ：地域における高齢者の見守りの在り方 2 部会開催回数：3回（平成27年7月、12月、平成28年5月） 3 報告：『地域における高齢者の見守りの在り方～高齢者の消費者被害を防ぐために～』 4 報告の概要 「既にある見守りの仕組みに消費者被害防止の視点を加えていく」ことを基本的な考え方として、3つの対応の方向性を示した。 対応の方向性1：消費生活推進員の地域活動力強化と福祉関係者との連携強化 対応の方向性2：情報の確実な伝達及び消費者教育の推進 対応の方向性3：新たな担い手の発掘	
第11次の部会開催見込	開催回数（予定）	4回程度
	開催見込	平成28年度：1回（29年1～2月頃） 平成29年度：2回（29年6～7月頃、11～12月頃） 平成30年度：1回（30年4～5月頃） 審議状況によって第5回（予備）を開催します。

## 消費者教育推進地域協議部会概要

設置目的	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」と表します）に規定された市消費者教育推進計画の作成に関して意見を述べる。</li> <li>・構成委員相互の情報交換及び調整を行う。</li> </ul>	
構成員等の追加	<p>審議会委員4名の他、専門委員を委嘱し、部会構成員に追加します。また、必要に応じて教育委員会事務局職員のオブザーバー出席を求めます。</p> <p>【参考1】第10次部会における専門委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市消費生活総合センター所長</li> <li>横浜市老人クラブ連合会事務局長</li> <li>横浜市国際交流協会事務局次長</li> <li>横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター事務長</li> </ul>	
【参考】 横浜市消費者教育推進計画について	<p>本市における数年間の消費者教育推進の考え方を定めた「横浜市消費者教育推進の方向性（以下「推進の方向性」と表します、平成27年9月策定）」とその方向性に沿って、各所管で事業を企画立案の上、予算を獲得した事業を単年度計画としています。</p> <p>教育部会では、計画の実施状況を確認し、時代の変化や「推進の方向性」の内容を照らし合わせて、拡充すべき事業の確認や「推進の方向性」が陳腐化していないかなどを確認します。</p> <p>教育部会からの意見等については、10局21課で構成される横浜市消費者教育推進庁内連絡会議でフィードバックされます。</p>	
第11次の部会開催見込	開催回数（予定）	4回
	開催見込	<p>平成29年度：2回（平成29年4月及び7～8月頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月：29年度計画の確定</li> <li>7～8月：28年度の振り返り、29年度の進捗状況確認、30年度計画に向けた意見聴取</li> </ul> <p>平成30年度：2回（平成29年4月及び7～8月頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月：30年度計画の確定</li> <li>7～8月：29年度の振り返り、30年度の進捗状況確認、31年度計画に向けた意見聴取</li> </ul>



## 消費生活協働促進事業審査評価部会概要

設置目的	<p><b>【目的】</b></p> <p>消費生活協働促進事業への実施団体の審査・選考、事業の評価などを行う。</p> <p>&lt;消費生活協働促進事業の概要&gt;</p> <p>市内活動団体から「消費者被害の未然防止」や「消費者市民社会の実現」に向けた取組を募集し、審査を経て採択された団体と横浜市が協働で事業を実施します。</p> <p>審査評価部会で選考した団体を参考に、市長が補助金交付対象事業及び交付額を決定します。</p>													
<p><b>【参考】</b></p> <p>平成28年度消費生活協働促進事業について</p>	<p><b>【平成28年度事業の審査・選定について】</b></p> <p>8団体※からの申込みがありましたが、審査の結果、2団体が選定されました。</p> <p>※消費者被害の未然防止に向けた取組（4団体）、消費者市民社会の実現に向けた取組（4団体）</p> <table border="1" data-bbox="507 965 1425 1608"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施団体</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消費者市民社会の実現に向けた取組</td> <td>特定非営利活動法人 森ノオト (40万円)</td> <td>横浜産の調味料で地産地消と食の安全を学ぶ連続講座</td> <td>横浜市内にある調味料生産者を招き、市販されている調味料の素材、製造法を学ぶ勉強会と、その調味料と地産地消の食材を使った食事会（エコクッキングで調理）を開催する。消費者が食の安全・安心や地産地消、フードマイレージについて考え、日々の消費生活で地域社会に良好で環境配慮型の経済循環を生み出すことを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ (40万円)</td> <td>「地域を知る」「エシカルを知る」ソーシャルな消費者養成講座</td> <td>市内で活動する各種団体との協働で、食育・食品ロス・地産地消、環境保全、リサイクル、フェアトレード・コミュニティ経済等をテーマに、講座・セミナー、現場見学会等を実施することにより、年代や性別を問わず地域への啓蒙強化を図り、横浜市内での消費者市民社会の実現を目指す。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	実施団体	事業名	事業内容	消費者市民社会の実現に向けた取組	特定非営利活動法人 森ノオト (40万円)	横浜産の調味料で地産地消と食の安全を学ぶ連続講座	横浜市内にある調味料生産者を招き、市販されている調味料の素材、製造法を学ぶ勉強会と、その調味料と地産地消の食材を使った食事会（エコクッキングで調理）を開催する。消費者が食の安全・安心や地産地消、フードマイレージについて考え、日々の消費生活で地域社会に良好で環境配慮型の経済循環を生み出すことを目的とする。	特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ (40万円)	「地域を知る」「エシカルを知る」ソーシャルな消費者養成講座	市内で活動する各種団体との協働で、食育・食品ロス・地産地消、環境保全、リサイクル、フェアトレード・コミュニティ経済等をテーマに、講座・セミナー、現場見学会等を実施することにより、年代や性別を問わず地域への啓蒙強化を図り、横浜市内での消費者市民社会の実現を目指す。
区分	実施団体	事業名	事業内容											
消費者市民社会の実現に向けた取組	特定非営利活動法人 森ノオト (40万円)	横浜産の調味料で地産地消と食の安全を学ぶ連続講座	横浜市内にある調味料生産者を招き、市販されている調味料の素材、製造法を学ぶ勉強会と、その調味料と地産地消の食材を使った食事会（エコクッキングで調理）を開催する。消費者が食の安全・安心や地産地消、フードマイレージについて考え、日々の消費生活で地域社会に良好で環境配慮型の経済循環を生み出すことを目的とする。											
	特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ (40万円)	「地域を知る」「エシカルを知る」ソーシャルな消費者養成講座	市内で活動する各種団体との協働で、食育・食品ロス・地産地消、環境保全、リサイクル、フェアトレード・コミュニティ経済等をテーマに、講座・セミナー、現場見学会等を実施することにより、年代や性別を問わず地域への啓蒙強化を図り、横浜市内での消費者市民社会の実現を目指す。											
第11次の部会開催見込	開催回数(予定)	4回												
	開催見込	<p>平成29年度：2回（平成29年4月及び6月）</p> <p>4月：29年度事業応募団体の審査</p> <p>6月：28年度実施事業評価</p> <p>平成30年度：2回（平成30年4月及び6月）</p> <p>4月：30年度事業応募団体の審査</p> <p>6月：29年度実施事業評価</p>												

## 公募委員選考部会概要

設置目的	<p><b>【目的】</b> 消費者を代表する委員の一部を市民からの公募による委員とすることにより、市民の立場からの意見及び提案等を政策形成過程に活用するとともに、審議会を市民に開かれたものとし、市民との協働による消費者行政の実現を図る。</p>																													
<p><b>【参考】</b> 第10次の市民委員公募について</p>	<p>第10次部会においては、第10次市民委員及び第11次市民委員の選考を行いました。これは、第10次において試験的に、審議テーマが確定してから市民委員の公募を行ったことによります。</p> <p><b>【第10次市民委員公募の概要】</b></p> <table border="1" data-bbox="507 784 1444 1265"> <tr> <td>応募資格</td> <td>消費者問題に関心があり、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内在住の20歳以上の方</td> </tr> <tr> <td>募集人員</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>募集期間</td> <td>平成26年12月15日～平成27年1月19日</td> </tr> <tr> <td>応募方法</td> <td>郵送、持参、ファックス、電子メール</td> </tr> <tr> <td>選考方法</td> <td>応募用紙に記載するこれまでの活動経歴、自己PR、志望動機及び作文（テーマ：「<u>高齢者の消費者問題について関心のある事項</u>」）を基に、消費者問題に対する関心や意欲を総合的に勘案して選考</td> </tr> <tr> <td>募集結果</td> <td>9名（男性7名、女性2名）</td> </tr> <tr> <td>選考結果</td> <td>2名（男性1名、女性1名）</td> </tr> </table> <p><b>【第11次市民委員公募の概要】</b></p> <table border="1" data-bbox="507 1344 1444 1825"> <tr> <td>応募資格</td> <td>消費者問題に関心があり、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内在住の20歳以上の方</td> </tr> <tr> <td>募集人員</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>募集期間</td> <td>平成28年6月17日～平成28年7月25日</td> </tr> <tr> <td>応募方法</td> <td>郵送、持参、ファックス、電子メール</td> </tr> <tr> <td>選考方法</td> <td>応募用紙に記載するこれまでの活動経歴、自己PR、志望動機及び作文（テーマ：「<u>消費者問題について関心のある事項及び必要と考える取組</u>」）を基に、消費者問題に対する関心や意欲を総合的に勘案して選考</td> </tr> <tr> <td>募集結果</td> <td>9名（男性6名、女性3名）</td> </tr> <tr> <td>選考結果</td> <td>2名（男性2名）</td> </tr> </table>		応募資格	消費者問題に関心があり、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内在住の20歳以上の方	募集人員	若干名	募集期間	平成26年12月15日～平成27年1月19日	応募方法	郵送、持参、ファックス、電子メール	選考方法	応募用紙に記載するこれまでの活動経歴、自己PR、志望動機及び作文（テーマ：「 <u>高齢者の消費者問題について関心のある事項</u> 」）を基に、消費者問題に対する関心や意欲を総合的に勘案して選考	募集結果	9名（男性7名、女性2名）	選考結果	2名（男性1名、女性1名）	応募資格	消費者問題に関心があり、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内在住の20歳以上の方	募集人員	若干名	募集期間	平成28年6月17日～平成28年7月25日	応募方法	郵送、持参、ファックス、電子メール	選考方法	応募用紙に記載するこれまでの活動経歴、自己PR、志望動機及び作文（テーマ：「 <u>消費者問題について関心のある事項及び必要と考える取組</u> 」）を基に、消費者問題に対する関心や意欲を総合的に勘案して選考	募集結果	9名（男性6名、女性3名）	選考結果	2名（男性2名）
応募資格	消費者問題に関心があり、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内在住の20歳以上の方																													
募集人員	若干名																													
募集期間	平成26年12月15日～平成27年1月19日																													
応募方法	郵送、持参、ファックス、電子メール																													
選考方法	応募用紙に記載するこれまでの活動経歴、自己PR、志望動機及び作文（テーマ：「 <u>高齢者の消費者問題について関心のある事項</u> 」）を基に、消費者問題に対する関心や意欲を総合的に勘案して選考																													
募集結果	9名（男性7名、女性2名）																													
選考結果	2名（男性1名、女性1名）																													
応募資格	消費者問題に関心があり、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内在住の20歳以上の方																													
募集人員	若干名																													
募集期間	平成28年6月17日～平成28年7月25日																													
応募方法	郵送、持参、ファックス、電子メール																													
選考方法	応募用紙に記載するこれまでの活動経歴、自己PR、志望動機及び作文（テーマ：「 <u>消費者問題について関心のある事項及び必要と考える取組</u> 」）を基に、消費者問題に対する関心や意欲を総合的に勘案して選考																													
募集結果	9名（男性6名、女性3名）																													
選考結果	2名（男性2名）																													
第11次の部会開催見込	開催回数（予定）	2回（ただし、市民委員に欠員が生じた場合には随時開催します。）																												
	開催見込	平成30年度：2回（平成30年6月及び8月） 6月：公募スケジュール等の関係事項の確認 8月：応募者の選考																												

## 消費者被害救済部会概要

設置目的	<b>【目的】</b> 消費者から申出のあった消費生活上の被害に対し、消費生活総合センターにおいて、被害救済のための必要な助言その他の措置をとったにもかかわらず、解決することが困難であった紛争について、あっせん及び調停等を行う。	
<b>【参考1】</b> 消費生活相談の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談の受付（助言・他機関紹介、情報提供等の実施）</li> <li>2 相談員によるあっせん</li> <li>3 三者面談によるあっせん（必要に応じて実施。消費者・事業者・消費生活相談員の三者）</li> <li>4 付託要件等の適合性の検討</li> <li>5 選定会議による付託案件の決定</li> </ol>	
<b>【参考2】</b> 審議会におけるあっせん ・調停の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エステティックサロンにおける美容器具及び健康食品の購入に係る紛争案件（平成14年9月24日付託、12月25日報告、あっせん解決）</li> <li>・学習教材の購入契約に係る紛争案件（平成15年5月9日付託、9月3日報告、あっせん解決）</li> <li>・有料老人ホーム入居契約に係る紛争案件（平成16年1月26日付託、11月15日報告、あっせん・調停打ち切り）</li> </ul>	
第11次の部会開催見込	開催回数（予定）	付託案件の発生により随時開催。 なお、付託案件がない場合には2回（年1回）の開催を予定しています。
	開催見込	※付託案件がない場合 平成29年度：29年7～8月頃 平成30年度：30年7～8月頃



## 第11次横浜市消費生活審議会のテーマについて（案）

### 背景

○消費者裁判手続特例法が施行され、特定適格消費者団体による消費者被害回復訴訟が可能になりました。

市内経済の健全な発展のためには、消費者裁判手続特例法などの必要な情報を市内事業者に伝達し、市内事業者のリスク低減を図る必要があります。

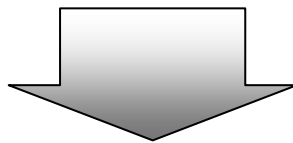
○第10次消費生活審議会報告で、見守りの新たな担い手の発掘として事業者や商店街等との連携の促進が必要であるとしています。

○「横浜市消費者教育推進の方向性」（平成27年9月）において、消費者教育の担い手の育成や企業との連携、協働による消費者教育の推進を方向性として掲げています。

また、国においては、消費者志向経営の推進が掲げられています。

### 横浜市における課題

- 市内事業者への消費者施策に関する情報提供が進んでいない。
- 市内事業者、商店街等と連携した消費者被害を防ぐための見守りの新たな担い手の発掘が必要。
- 市内事業者・事業者団体と協働した職域を対象とした消費者教育が進んでいない。



### 『横浜市において市内事業者とどのように連携・協力していけるか』

- ①市内事業者に対する情報の伝え方（事業者の規模、ビジネスモデルに応じた手法や伝えるべき内容）
- ②市内事業者と連携・協働した消費者被害防止の視点からの見守りの方法
- ③市内事業者による従業者教育としての消費者教育の推進
- ④その他（適正な事業者を選択するための消費者教育の方法等）、まとめ

## 審議会での審議状況

	期間	審議テーマ	部会・開催回数	具体的な取組内容
1	平成8年10月 ～10年9月	消費者の主体的活動の支援の在り方について(答申)	審議会 6回 消費者支援部会 11回	○学校における消費者教育の充実 ○消費生活推進員活動の活性化
2	平成10年10月 ～12年9月	消費者の被害未然防止等の在り方について(報告)	審議会 5回 被害未然防止部会 16回	○効果的な情報提供の推進 ○件数増等に対応した相談体制の強化策
3	平成12年10月 ～14年9月	事業者指導及び被害救済システムの在り方について(報告)	審議会 5回 事業者指導・被害救済システム活性化専門部会 12回	○条例を適用した事業者指導及びあっせん・調停の実施及び要領等の整備
4	平成14年10月 ～16年9月	社会経済状況の変化を踏まえた消費生活条例の在り方について(答申)	審議会 6回 消費者被害救済部会 6回 条例・施行規則及び消費生活関連施策の在り方に関する専門部会 11回	○第5次で行う条例改正に向けての検討
5	平成16年10月 ～18年9月	消費者基本法に対応した、横浜市消費生活条例の在り方について(答申)	審議会 3回 消費者被害救済部会 1回 消費者基本法に対応した、横浜市消費生活条例の在り方に関する専門部会 6回	○第4次答申の内容を踏まえて、消費者基本法に対応した消費生活条例の整備充実を図るための検討 ○条例改正
6	平成18年10月 ～20年9月	消費者教育・学習支援の在り方について(報告)	審議会 2回 消費者被害救済部会 2回 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 3回 消費者教育・学習支援部会 3回	○消費者団体等協働促進事業審査評価部会の新設
7	平成20年10月 ～22年9月	今後の横浜市の消費者行政の在り方について(提言)	審議会 1回 消費者被害救済部会 2回 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 4回 施策検討部会 6回	○消費者安全法施行に伴う変革を受けた横浜市の今後の消費者行政の在り方についての検討
8	平成22年10月 ～24年9月	消費生活に係る実態の把握と消費者行政の課題について(報告)	審議会 1回 消費者被害救済部会 2回 施策検討部会 6回 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 4回	○消費生活実態アンケートを実施 ○調査結果を踏まえた今後の横浜市の消費者行政の課題の検討
9	平成24年10月 ～26年9月	新たな視点での消費者教育について(報告)	審議会 2回 消費者被害救済部会 2回 施策検討部会 6回 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 4回	○消費者教育の内容と情報提供の仕組みの検討
10	平成26年10月 ～28年9月	地域における高齢者の見守りの在り方について(報告)	審議会 3回 消費者被害救済部会 1回 施策検討部会 3回 消費生活協働促進事業審査評価部会 5回 公募委員選考部会 4回 消費者教育推進地域協議部会 3回	○横浜市の地域の現況について ○高齢者の消費者被害を防ぐための地域の見守りの在り方について、既にある見守りの仕組みに消費者被害防止の視点を加えていくことを基本とする。

## 第11次横浜市消費生活審議会委員所属部会（案）

※条例第11条第2項の規定により会長が指名します。

（五十音順・敬称略）

## 1 施策検討部会

（7名、★学識2名、◆消費者2名、■事業者3名）

- 榎本 英雄 （事業者）（一般社団法人横浜市工業会連合会）
- 佐藤 喜次 （事業者）（公益社団法人消費者関連専門家会議）
- 鈴木 隆 （事業者）（一般財団法人家電製品PLセンター）
- ★鈴木 義仁 （学 識）（神奈川県弁護士会）
- ◆高橋 光 （消費者）（消費生活推進員）
- ◆多賀谷 登志子 （消費者）（横浜市消費者団体連絡会）
- ★村 千鶴子 （学 識）（東京経済大学）

## 2 消費者教育推進地域協議部会

（4名、★学識2名、◆消費者1名、■事業者1名）

- ◆池田 軍治 （消費者）（市民委員）
- ★大澤 彩 （学 識）（法政大学）
- 栗田 裕 （事業者）（横浜商工会議所）
- ★松葉口 玲子 （学 識）（横浜国立大学）

## 3 消費生活協働促進事業審査評価部会

（3名、★学識1名、◆消費者1名、■事業者1名）

- 大森 俊一 （事業者）（公益社団法人日本訪問販売協会）
- ★作間 京子 （学 識）（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）
- ◆荒井 彩 （消費者）（横浜市生活協同組合運営協議会）

## 4 公募委員選考部会（4名）

（4名、★学識2名、◆消費者1名、■事業者1名）

- ◆荒井 彩 （消費者）（横浜市生活協同組合運営協議会）
- ★田中 誠 （学 識）（神奈川県弁護士会）
- 長尾 淳司 （事業者）（一般社団法人日本クレジット協会）
- ★松葉口 玲子 （学 識）（横浜国立大学）

## 5 消費者被害救済部会

（4名、★学識2名、◆消費者1名、■事業者1名）

- ◆石川 貴一 （消費者）（市民委員）
- ★大澤 彩 （学 識）（法政大学）
- ★田中 誠 （学 識）（神奈川県弁護士会）
- 長尾 淳司 （事業者）（一般社団法人日本クレジット協会）

第11次横浜市消費生活審議会スケジュール（案）

		施策検討部会	消費者教育推進 地域協議部会	消費生活協働促進 事業審査評価部会	公募選考部会 （*1）	消費者被害 救済部会（*2）
28 年度	12月	第1回審議会（平成28年12月5日）				
	1月	第1回部会			市民委員に欠員が生じた場合 随時	付託案件が発生した場合 随時
	2月					
	3月					
4月		第1回部会	第1回部会			
29 年度	5月					
	6月	第2回部会		第2回部会		
	7月		第2回部会			第1回部会
	8月					
	9月	第2回審議会（各部会の審議状況中間報告、第11次審議テーマに関する全体議論）				
	10月				市民委員に欠員が生じた場合 随時	付託案件が発生した場合 随時
	11月	第3回部会				
	12月					
	1月					
	30 年度	2月				
3月						
4月		第4回部会	第3回部会	第3回部会		
5月						
6月		状況により 第5回開催 （予備）		第4回部会	第1回部会	
7月			第4回部会			第2回部会
8月				第2回部会		
9月	第3回審議会（各部会の審議状況報告、第11次報告案の確認、確定）					

\*1 公募委員選考部会は欠員が生じた場合は随時開催

\*2 消費者被害救済部会は付託案件が生じた場合は随時開催





環境に配慮した生活

食品ロスの削減

悪質商法被害の未然防止

製品事故の防止

食の安心・安全



## 平成29年度 消費生活協働促進事業 募集要項

**“消費”を通して、安心な暮らしやより良い社会を  
共に創る事業を募集します!**

**費用は横浜市が補助します!**

### 募集期間

**【平成29年3月21日(火)~3月28日(火)まで】**

### 事業説明会

**【日時】**

平成29年2月24日(金) 午後2時から午後3時まで (開場: 午後1時30分)

**【場所】**

松村ビル別館(5階) 502会議室(横浜市中区住吉町1-13)

**【参加申込方法】**

消費生活協働促進事業説明会参加申込票(P22参照)を平成29年2月20日(月)までにFAX又はEメールで担当あてにご提出ください。

# 目次

1	消費生活協働促進事業とは	1
2	募集内容	2
3	応募資格	6
4	事業の実施期間	6
5	申請の手続き	7
6	提出書類の受付	7
7	審査・選考方法	8
8	協働契約の締結	8
9	補助金の請求について	9
10	提案事業の実施	9
11	事業終了後の報告手続き	9
12	補助金の交付の取消し、返還	9
13	スケジュール（予定）	10
14	情報の公開	10
15	停止条件	10
16	問合せ先	10
17	添付資料	
(1)	消費生活協働促進事業補助金交付要綱	12
(2)	様式類	16
(3)	消費生活協働促進事業審査基準	21
(4)	消費生活協働促進事業説明会参加申込票	22



# 1 消費生活協働促進事業とは

現在の私たちの生活は、グローバル化、高度情報化の進展により利便化するとともに、多様化・複雑化しています。消費生活に関しても社会生活の変化に伴い、悪質商法被害や食の安全を脅かす事件、健康被害を及ぼす製品事故など、消費者トラブルが後を絶ちません。

一方、環境に配慮したライフスタイルを実践するなど、積極的に行動する消費者も増えています。これからは、従来の消費者被害に遭わないという視点のみでなく、自らの消費行動が社会や環境に与える影響を考えて、自ら行動すること（＝※1「消費者市民社会」）が消費者一人ひとりに求められてきています。

このような消費者を取り巻く状況を踏まえ、「消費者被害の未然防止」や「消費者市民社会の実現」といった、複雑かつ市民の主体的な取組が求められる課題の解決を図るためには、行政と消費者団体やNPO法人など、地域の様々な主体が共に連携し、互いの特性を活かし、相乗効果を発揮しながら取組を進めていくことが重要です。

そこで、横浜市では、「消費者被害の未然防止」や「消費者市民社会の実現」に向け、横浜市と※2協働で取り組む事業の提案を、市内活動団体（以下、「団体等」という。）から募集します。

団体等から提案された事業は、審査を経て、協働で行う事業が決定され、事業提案団体等と横浜市は協働契約を締結します。

横浜市は、契約を締結した団体等に対し、提案事業の事業費を補助するとともに、事業の実施にあたっては、団体等と協議の上、必要な協力を行います。

<参考>

## ※1 消費者市民社会とは

消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれてくる人々の状況、内外の社会情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会（『消費者白書（平成25年度版）』から抜粋）

## ※2 協働とは

協働とは、「公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」です。（横浜市協働推進の基本指針（平成24年10月改定）から抜粋）

具体的には、協働により、更なる効果が期待できる領域について、市民活動に一定のテーマを持って活動する団体等と行政が、お互いによいところを持ち寄り、相互理解と目的を共有した上で、自主性を尊重しながら対等な関係のもと、役割分担と責任を明確にししながら、目的に向かって実施する事業です。

協働推進の基本指針（平成24年10月）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jourei/sisin/pdf/l2sisin.pdf>

## 2 募集内容

消費生活に関する様々な課題の解決を図り、より良い暮らしを実現するために、団体等が自ら企画・実施する事業とします。その他、地域の催しに団体等が講師を派遣するなどの事業提案もできることとします。

### <事業提案のポイント>

1. 『消費生活』という視点を取り入れること。
  2. 団体等の独自の発想や手法を取り入れること。
  3. 横浜市と協働で取り組むことが相応しい事業であること。
  4. 「横浜市在住、在勤、在学」の者を対象とした事業であること。
- ※ 事業の審査基準については、消費生活協働促進事業審査基準（P21）をご覧ください。

### (1) テーマの選択

市があらかじめ指定するテーマのうちいずれか1つを選択してください。

なお、国・地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該提案事業に助成等を受けている場合は当該事業として提案することはできません。

### テーマ1：消費者被害の未然防止に向けた取組

加速する高齢化やネット社会の進展など、私たち消費者を取り巻く社会は日々、変化しています。このような変化に伴い、消費者問題が多様化・複雑化し、悪質商法や製品事故などの消費者トラブルに巻き込まれるケースも後を絶ちません。

そこで、商品・サービスのトラブル等の未然防止や被害の救済に役立つ情報の提供に関する取組を募集します。

### <事業内容の例>

#### ◎悪質商法トラブルの未然防止・契約の基礎知識に関する講座

・高齢者や親子、地域の支援者向けなど、各世代や対象にあった講座を地域のイベントやサロンなどで開催し、啓発を行う。

#### ◎消費者被害未然防止のための啓発

・地域の見守りネットワークや子育て支援者等と協力し、消費者被害の未然防止や製品事故予防を啓発するためのグッズ等を作成。実際に啓発物を使って、地域向けの啓発活動を行い、消費者被害の未然防止を目指す。

<関連キーワード> 事業内容を検討する際の参考としてください。

■見守り活動を兼ねた悪質商法の未然防止（契約、クーリング・オフ） ■金融商品トラブルの未然防止 ■インターネット初心者向けのトラブル未然防止（SNS・ネットショッピング） ■子どもの事故予防 ■住環境のトラブル未然防止（リフォーム、工事） ■防犯活動を兼ねた消費者被害の未然防止 ■外国人に向けた消費者被害未然防止に関する啓発など

## テーマ2：消費者市民社会の実現に向けた取組

人や環境を守る持続可能な社会を作るために、人や社会・環境に配慮して物やサービスを選ぶことやこれらを意識した暮らしをすること（＝「消費者市民社会の実現」）が、消費者一人ひとりに求められてきています。

このような、消費者市民社会の考え方について、理解を深めるための取組を募集します。

### <事業内容の例>

#### ◎『地産地消』を通して消費者市民社会の理解を深める

・農家の見学や生産者の話を聞く連続講座を開催することで、消費者自身が安全・安心な食生活について考え、行動するきっかけとしてもらう。

#### ◎『リサイクル』、『ゴミの削減』を通して環境に配慮した消費生活を考える

・使用しなくなった物を活用したエコグッズの作成や、日々の生活の中で排出されるゴミの削減方法を学ぶワークショップを開催することで、環境を良くするための消費行動について消費者一人ひとりが考えるきっかけをつくる。

### <関連キーワード> 事業内容を検討する際の参考としてください。

- 環境への配慮を考えた消費生活（大量消費、大量廃棄、過剰包装、ローフード・フード、ロハス、地球温暖化）
- 食の安全・安心（食品表示、健康食品、食育、スローフード、地産地消）
- 公正な取引を考える消費行動（フェアトレード）
- 地域課題の解決につながる消費行動（コミュニティ経済、障害者地域作業所の商品購入）
- お金の使い方から考える消費生活（金銭教育、家計管理、生活設計）など

### <参考> 平成28年度の取組事例について

#### ○横浜産の調味料で地産地消と食の安全を学ぶ講座

毎日の食事に欠かせない調味料をつくっている横浜の生産者と直接ふれあい、地産地消の食材を使ったエコクッキングを学ぶことで、食の安全・安心や地産地消、フードマイレージ（食材を輸送する距離とエネルギー）について考える講座を実施（各テーマの調味料を使ったランチ付き）【全8回講座、（定員）各回15名】

#### ○地域を知る/エシカルを知る「ソーシャルな消費者養成講座」

市内での消費者市民社会の実現を目指し、市内で活動する団体との協働で、食品ロス・地産地消、環境保全・リサイクル、フェアトレード・コミュニティ経済等をテーマに講座・セミナー、現場見学等を実施【全6回講座、定員は講座ごとに異なる】

## <参考> 消費生活に関する**本市**の施策・取組等について

提案事業を検討する際の参考としてください。

- 1 経済局消費経済課ホームページ  
消費経済課の事業などを掲載しています。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>)
- 2 横浜市消費者教育推進の方向性（平成27年9月策定）  
本市で今後、取り組んでいく消費者教育の方向性の柱を示したものです。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyouikusuisin.html>)
- 3 平成27年度 横浜市消費者教育推進計画  
上記、2 横浜市消費者教育推進の方向性に沿って、本市、消費者教育関連事業を取りまとめたものです。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyouikusuisin.html>)
- 4 第10次横浜市消費生活審議会報告  
「地域における高齢者の見守りの在り方～高齢者の消費者被害を防ぐために～」  
横浜市における消費者被害防止の視点を踏まえた高齢者の見守りの在り方と対応の方向性を示したものです。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/happyou/h28/280930-2syohi.html>)
- 5 横浜市消費生活総合センター  
市民の安全で快適な暮らしを実現するための拠点として、消費生活相談、消費生活情報の提供、消費者活動の支援などを行っています。  
(<http://www.yokohama-consumer.or.jp/>)
- 6 消費生活推進員  
消費生活に関する啓発講座の実施や情報提供の担い手として、地域で活動している委員です。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/suisin.html>)
- 7 消費者教育推進法と消費者市民社会 Q&A（日本弁護士連合会）  
消費者教育推進法や、消費者市民社会についてわかりやすく解説しています。  
([http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/consumer-education\\_qa.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/consumer-education_qa.pdf))

## (2) 対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費及び事業に関わる人件費とします。団体運営費としての人件費、事務所の賃借料、光熱費等の管理費は対象になりません。

### 【対象経費例】

ア	消耗品費（事務用品購入代、配布資料の用紙代等）
イ	会場使用料（講座・打合せ等の会場使用料、備品使用料等）
ウ	講師謝金（講師・執筆者等への謝金 ※ <sub>1</sub> ）
エ	印刷製本費（講座資料のコピー代・チラシ印刷代 ※ <sub>2</sub> 等）
オ	通信運搬費（募集チラシ・配布資料等の郵送料、切手代、宅配便等）
カ	交通費（事業の実施に直接必要な交通費 ※ <sub>3</sub> ）
キ	人件費（ <u>本事業に従事する</u> 団体スタッフの人件費 例：打ち合わせ、講座運営等）
ク	広報宣伝費（新聞折込料、掲示板掲載料等）
ケ	その他、事業に必要な経費（振込手数料、クッキング講座等の食材費等 ※ <sub>4</sub> ）
コ	その他、市長が必要と認める経費
	※ <sub>1</sub> 団体等の構成員が資格等に基づき行う講演・執筆等への謝礼も含まれます。
	※ <sub>2</sub> チラシのデザイン費も含まれます。
	※ <sub>3</sub> 団体等の構成員への支払いも含まれます。収支報告の際は、実費で計上してください。
	※ <sub>4</sub> 上記、ア～クに該当しない経費について記載してください。
	※ <sub>5</sub> 上記の経費であっても補助対象経費として認められない場合があります。

### 【「(第4号様式) 交付対象事業収支予算書」説明の記入例】

項目	金額	説明
消耗品費	〇, 〇〇〇円	・資料用紙 (A4 版 500 枚入り) (400 円×3)
会場使用料	〇〇, 〇〇〇円	・講座会場 (2,000 円×5 回)、会場備品 (マイク等) (800 円×5 回)
講師謝金	〇〇, 〇〇〇円	・講師謝金 (5,000 円×5 回)、資料作成謝金 (1,000 円×3 枚)
印刷製本費	〇〇, 〇〇〇円	・募集チラシ (3 円×5,000 枚)、講座資料 (10 円×4 枚×30 部×5 回)
通信運搬費	〇〇, 〇〇〇円	・募集チラシ発送 (82 円×300 通)、携帯通話料 (講座申込受付用)
交通費	〇〇, 〇〇〇円	・講師 (1,000 円×5 回)、スタッフ (1,000 円×2 名×5 回)
人件費	〇〇, 〇〇〇円	・打合せ (1,000 円×2 時間×2 人×5 回)、講座当日 (3,000 円×2 人×5 回)
広報宣伝費	〇〇, 〇〇〇円	・広告欄掲載料 (10,000 円×3 回)
その他必要経費	〇〇, 〇〇〇円	・食材費 (1,000 円×15 名×5 回)
合計	〇〇〇, 〇〇〇円	



### (3) 想定件数、1事業あたりの補助金上限額及び交付制限

#### ア 想定件数

予算の範囲内（若干数）

#### イ 補助金上限額

対象経費の95%以内、1件あたり40万円を上限とし、予算の範囲内で補助金を交付します。例えば、40万円の補助金を請求する場合、団体負担額は21,053円（5%）以上となります。

#### ウ 交付制限

同一の事業に対し、補助金の交付を受けることができる回数は、通算3回までです。

### (4) 事業提案可能件数

一団体につき、1件とします。

## 3 応募資格

- (1) 不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業を除く。）に自主的に取り組む団体等

※ 個人での応募はできません。

- (2) 活動拠点（事務所の所在地）を市内に有すること。
- (3) 継続した活動が期待されるものであること。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51条）第2条第2号に規定する暴力団、第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5条に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しないと認められる団体であること。

## 4 事業の実施期間

平成29年6月から平成30年3月まで

※ 採択団体の決定は、5月上旬に各団体にご連絡します。講座等の実施を検討される場合は、準備や周知期間を考慮し提案事業の実施時期をご検討ください。

## 5 申請の手続き

申請するときは、次の書類を各1部提出してください。

様式は、横浜市経済局消費経済課ホームページ「消費者の暮らし・消費生活相談」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>) からダウンロードすることができます。

- (1) 消費生活協働促進事業補助金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 団体の概要書 (第2号様式)
- (3) 交付対象事業計画書 (第3号様式)
- (4) 交付対象事業収支予算書 (第4号様式)
- (5) 平成29年度の活動計画書
- (6) 平成29年度の活動収支予算書
- (7) 平成28年度の活動報告書
- (8) 平成28年度の活動収支決算書
- (9) 定款又は規約その他これらに類する書類
- (10) 役員名簿

※ 今年度に結成された新規団体は、(7)及び(8)の提出は不要です。

※ (5)～(8)は、総会等で確定以前の場合、(案)で提出してください。

※ 提出された書類は返却いたしませんので、コピーを取っておいてください。

## 6 提出書類の受付

- (1) 事業提案受付期間

平成29年3月21日(火)から平成29年3月28日(火)午後5時まで

※ (土日を除く)

- (2) 提出先

横浜市経済局消費経済課

〒231-0016

横浜市中区真砂町2-22

関内中央ビル5階 (セルテ側の入口をご利用ください。)

TEL : 671-2584 FAX : 664-9533

- (3) 提出方法

事前に電話連絡のうえご持参くださいますようお願いいたします。

## 7 審査・選考方法

### (1) 補助金交付団体の選定

横浜市消費生活審議会消費生活協働促進事業審査評価部会が消費生活協働促進事業審査基準（P21 参照）に従い、応募書類及びヒアリングの内容を踏まえ総合的に審査・選考します。

### (2) ヒアリング

応募書類をもとにヒアリングを行います。詳細については、応募団体宛に別途、通知します。なお、応募多数の場合には、事前に書類審査を行う場合があります。

#### ア 日時（予定）

平成 29 年 4 月中下旬

#### イ 会場

未定（関内駅周辺）

#### ウ 説明者

説明にあたるのは、各団体 2 名以内としてください。

#### エ 進行方法

プレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分の計 20 分とします。なお、時間配分に関しては、変更する場合があります。

#### オ プレゼンテーションの順番について

順番は、事務局による抽選で決定します。

#### カ 説明資料

次の応募書類に基づき、説明を行ってください。

- ・消費生活協働促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
  - ・団体の概要書（第 2 号様式）
  - ・交付対象事業計画書（第 3 号様式）
  - ・交付対象事業収支予算書（第 4 号様式）
- ※ 資料の追加配布は認めません。

### (3) 結果発表

平成 29 年 5 月上旬を予定しています。結果については、文書にて当該団体に通知します。

## 8 協働契約の締結

事業実施団体と横浜市は、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した、市民協働条例第 12 条に基づく、協働契約を締結します。

個人情報については、適正に取り扱うとともに、従事者等への研修など必要な措置を講ずる必要があります。そのため、後日、誓約書を提出していただきます。

## 9 補助金の請求について

交付決定後、消費生活協働促進事業補助金請求書（第6号様式）を提出してください。補助金は、全部又は一部を前金払いとすることが可能です。

## 10 提案事業の実施

事業の実施にあたり、市内関係機関が実施する他の事業やネットワーク、他団体との連携について市と提案団体が検討・調整を行います。

また、事業の周知は本市の広報媒体（広報よこはま、広報課ツイッター等）の活用や市内施設へチラシを配架することができます。

## 11 事業終了後の報告手続き

補助事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 消費生活協働促進事業補助金実績報告書（第7号様式）
- (2) 交付対象事業報告書（第8号様式）
- (3) 事業資料（配布資料やアンケート等）
- (4) 交付対象事業収支決算書（第9号様式）
- (5) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (6) 事業評価表
- (7) 相互評価シート

## 12 補助金の交付の取消し、返還

対象事業が次のいずれかに当てはまるときは、補助金の一部又は全部を取り消し、補助金の返還を求める（第12号様式）ことがあります。

なお、任意団体の場合、補助金の返還は団体代表者に求めることとなります。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手続きによって補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止、または変更したとき。
- (4) 補助金の交付金額が精算額を超えたとき。
- (5) その他、この事業の補助金交付要綱に違反したとき。

## 13 スケジュール（予定）

募集要項配布期間	平成 29 年 1 月上旬～平成 29 年 3 月 21 日（火）
説明会	平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 2 時から午後 3 時まで
事業提案受付期間	平成 29 年 3 月 21 日（火）～平成 29 年 3 月 28 日（火）
審査・ヒアリング	平成 29 年 4 月中下旬
結果発表	平成 29 年 5 月上旬
協働契約締結	平成 29 年 5 月中旬
補助金交付	平成 29 年 5 月下旬
事業開始	平成 29 年 6 月 1 日（木）以降
事業報告書等の提出	平成 30 年 4 月（※1） <u>（※1）補助事業が終了した日の翌日から起算して 30 日以内</u>
事業報告	平成 30 年 6 月（※2） <u>（※2）横浜市消費生活審議会消費生活協働促進事業審査評価部会において、事業報告をしていただきます。</u>

## 14 情報の公開

応募にあたり提出された書類は、原則として情報公開の対象となります。  
ただし、特定の個人が識別されたり団体の正当な利益を害したりするおそれがある情報などは、公開しない場合があります。

## 15 停止条件

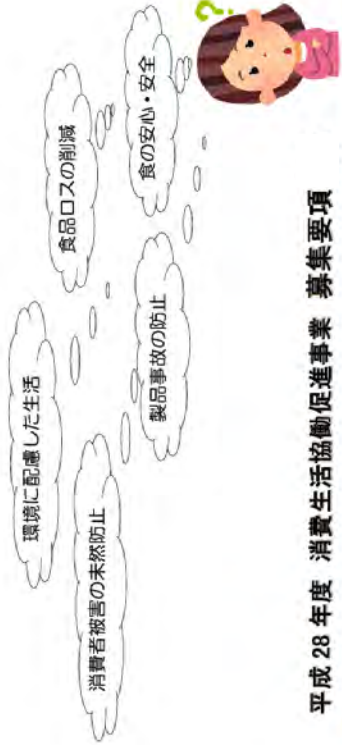
この事業は、平成 29 年度予算案が横浜市会において議決されたあとに実施が確定します。

## 16 問合せ先

横浜市経済局消費経済課  
〒231-0016  
横浜市中区真砂町 2-22  
関内中央ビル 5 階（セルテ側入口からお入りください。）  
電話：671-2584      F A X：664-9533  
Eメール：[ke-syohikeizai@city.yokohama.jp](mailto:ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)  
ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>

# 消費生活協働促進事業募集要項 新旧対照表

【平成28年度】



平成28年度 消費生活協働促進事業 募集要項

**“消費”を通して、安心な暮らしやよい良い社会を  
共に創る事業を募集します!**

**募集期間**

**【平成28年3月22日(火)～3月29日(火)まで】**

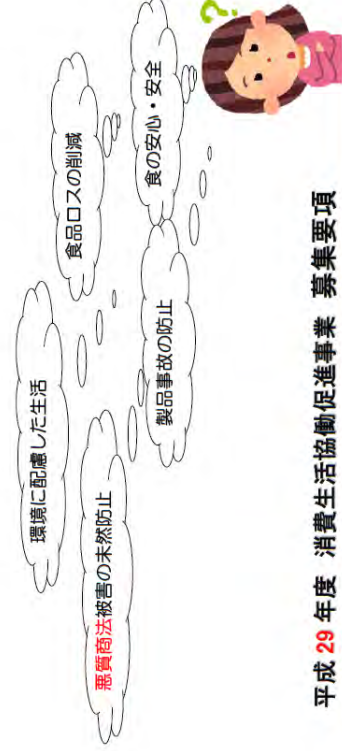
**事業説明会**

【日時】  
平成28年3月1日(火) 午後3時から午後4時30分まで

【場所】  
関内中央ビル(市庁舎側3階) 3A会議室(横浜市中区真砂町2-22)

【参加申込方法】  
消費生活協働促進事業説明会参加申込票(P22参照)を平成28年2月22日(月)までにFAX又はEメールで担当あてにご提出ください。

【平成29年度】



平成29年度 消費生活協働促進事業 募集要項

**“消費”を通して、安心な暮らしやよい良い社会を  
共に創る事業を募集します!**

費用は横浜市が補助します!

**募集期間**

**【平成29年3月21日(火)～3月28日(火)まで】**

**事業説明会**

【日時】  
平成29年2月24日(金) 午後2時から午後3時まで(開場:午後1時30分)

【場所】  
松村ビル別館(5階) 502会議室(横浜市中区住吉町1-13)

【参加申込方法】  
消費生活協働促進事業説明会参加申込票(P22参照)を平成29年2月20日(月)までにFAX又はEメールで担当あてにご提出ください。

<p>目次 (変更なし)</p> <p>1 消費生活協働促進事業とは (変更なし)</p> <p>2 募集内容</p> <p>＜事業提案のポイント＞</p> <p>1. 『消費生活』という視点を取り入れること。</p> <p>2. 団体等の独自の発想や手法を取り入れること。</p> <p>3. 横浜市と協働で取り組むことが相応しい事業であること。</p> <p>※ 事業の審査基準については、消費生活協働促進事業審査基準（P21）を ご覧ください。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">テーマ2：消費者市民社会の実現に向けた取組</p> <p>より良い社会を創るために、自らの消費行動が社会や環境に与える影響を考えて自ら行動していくこと（＝「消費者市民社会の実現」）が、消費者一人ひとりに求められてきています。</p> <p>このような、消費者市民社会の考え方について、理解を深めるための取組を募集します。</p>	<p>目次 (変更なし)</p> <p>1 消費生活協働促進事業とは (変更なし)</p> <p>2 募集内容</p> <p>＜事業提案のポイント＞</p> <p>1. 『消費生活』という視点を取り入れること。</p> <p>2. 団体等の独自の発想や手法を取り入れること。</p> <p>3. 横浜市と協働で取り組むことが相応しい事業であること。</p> <p>4. <u>「横浜市在住、在勤、在学」の者を対象とした事業であること。</u></p> <p>※ 事業の審査基準については、消費生活協働促進事業審査基準（P21）を ご覧ください。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">テーマ2：消費者市民社会の実現に向けた取組</p> <p><u>人や環境を守る持続可能な社会を作るために、人や社会・環境に配慮して物やサービスを選ぶことやこれらを意識した暮らしをすること</u>（＝「消費者市民社会の実現」）が、消費者一人ひとりに求められてきています。</p> <p>このような、消費者市民社会の考え方について、理解を深めるための取組を募集します。</p>
--	---



＜参考＞ 平成28年度の取組事例について

○横浜産の調味料で地産地消と食の安全を学ぶ講座  
毎日の食事に欠かせない調味料をつくっている横浜の生産者と直接ふれあい、地産地消の食材を使ったエコッキングを学ぶことで、食の安全・安心や地産地消、フードマイレージ(食材を輸送する距離とエネルギー)について考える講座を実施(各テーマの調味料を使ったランチ付き)【全8回講座、(定員)各回15名】

○地域を知る/エシカルを知る「ソーシャルな消費者養成講座」  
市内での消費者市民社会の実現を目指し、市内で活動する団体との協働で、食品ロス・地産地消、環境保全・リサイクル、フェアトレード・コミュニティ経済等をテーマに講座・セミナー、現場見学等を実施【全6回講座、定員は講座ごとに異なる】

＜参考＞ 消費生活に関する施策・取組等について

(追加)

- 1 経済局消費経済課ホームページ  
消費経済課の事業などを掲載しています。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>)
- 2 横浜市消費者教育推進の方向性 (平成27年9月策定)  
本市で今後、取り組んでいく消費者教育の方向性の柱を示したものです。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyouikusuisin.html>)
- 3 平成27年度 横浜市消費者教育推進計画  
上記、2横浜市消費者教育推進の方向性に沿って、本市、消費者教育関連事業を取りまとめたものです。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyouikusuisin.html>)

＜参考＞ 消費生活に関する本市の施策・取組等について

提案事業を検討する際の参考としてください。

- 1 経済局消費経済課ホームページ  
消費経済課の事業などを掲載しています。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>)
- 2 横浜市消費者教育推進の方向性 (平成27年9月策定)  
本市で今後、取り組んでいく消費者教育の方向性の柱を示したものです。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyouikusuisin.html>)
- 3 平成27年度 横浜市消費者教育推進計画  
上記、2横浜市消費者教育推進の方向性に沿って、本市、消費者教育関連事業を取りまとめたものです。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyouikusuisin.html>)



(追加)

- 4 横浜市消費生活総合センター  
市民の安全で快適な暮らしを実現するための拠点として、消費生活相談、消費生活情報の提供、消費者活動の支援などを行っています。  
(<http://www.yokohama-consumer.or.jp/>)
- 5 消費生活推進員  
消費生活に関する啓発講座の実施や情報提供の担い手として、地域で活動している委員です。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/suisin.html>)
- 6 消費者教育推進法と消費者市民社会 Q&A (日本弁護士連合会)  
消費者教育推進法や、消費者市民社会についてわかりやすく解説しています。  
([http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/consumer-education\\_qa.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/consumer-education_qa.pdf))

#### 4 第10次横浜市消費生活審議会報告

「地域における高齢者の見守りの在り方～高齢者の消費者被害を防ぐために～」  
横浜市における消費者被害防止の視点を踏まえた高齢者の見守りの在り方と対応の方向性を示したものです。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/happyou/h28/280930-2syohi.html>)

- 5 横浜市消費生活総合センター  
市民の安全で快適な暮らしを実現するための拠点として、消費生活相談、消費生活情報の提供、消費者活動の支援などを行っています。  
(<http://www.yokohama-consumer.or.jp/>)
- 6 消費生活推進員  
消費生活に関する啓発講座の実施や情報提供の担い手として、地域で活動している委員です。  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/suisin.html>)
- 7 消費者教育推進法と消費者市民社会 Q&A (日本弁護士連合会)  
消費者教育推進法や、消費者市民社会についてわかりやすく解説しています。  
([http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/consumer-education\\_qa.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/consumer-education_qa.pdf))

(2) 対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費及び事業に関わる人件費とします。団体運営費としての人件費、事務所の賃借料、光熱費等の管理費は対象になりません。

【対象経費例】

- ア 消耗品費
  - イ 会場及び物品の利用料
  - ウ 講師や指導者への謝礼
  - エ コピー・写真・チラシ・報告書等の印刷費
  - オ 郵送代等通信費
  - カ 交通費（実費で計上してください。）
  - キ 保険料
  - ク 事業に関わる人件費（下の記入例を参考に、積算根拠を明確にしてください。）
  - ケ 啓発物の作成費
  - コ その他、市長が必要と認める経費
- ※ 上記の経費であっても補助対象経費として認められない場合があります。

(2) 対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費及び事業に関わる人件費とします。団体運営費としての人件費、事務所の賃借料、光熱費等の管理費は対象になりません。

【対象経費例】

- ア 消耗品費（事務用品購入代、配布資料の用紙代等）
  - イ 会場使用料（講座・打合せ等の会場使用料、備品使用料等）
  - ウ 講師謝金（講師・執筆者等への謝金<sup>※1</sup>）
  - エ 印刷製本費（講座資料のコピー代・チラシ印刷代<sup>※2</sup>等）
  - オ 通信運搬費（募集チラシ・配布資料等の郵送料、切手代、宅配便等）
  - カ 交通費（事業の実施に直接必要な交通費<sup>※3</sup>）
  - キ 人件費（本事業に従事する団体系スタッフの人件費 例：打ち合わせ、講座運営等）
  - ク 広報宣伝費（新聞折込料、掲示板掲載料等）
  - ケ その他、事業に必要な経費（振込手数料、クッキング講座等の食材費等<sup>※4</sup>）
  - コ その他、市長が必要と認める経費
- ※1 団体等の構成員が資格等に基づき行う講演・執筆等への謝礼も含みます。
- ※2 チラシのデザイン費も含みます。
- ※3 団体等の構成員への支払いも含みます。収支報告の際は、実費で計上してください。
- ※4 上記、ア～クに該当しない経費について記載してください。
- ※5 上記の経費であっても補助対象経費として認められない場合があります。

【「(第4号様式) 交付対象事業収支予算書」説明の記入例】

項目	金額	説明
講師謝金		(単価×時間×人数)
交通費		(実費計上 単価×回数)
人件費		(本事業に係る人件費、打合せ等 単価×時間×人数)
会場使用料		(単価×回数)
消耗品費		(用紙、文房具等)
印刷費		(チラシ等の印刷 単価×枚数)
郵送費		(チラシの発送、申込受付用携帯電話)
合計		

【「(第4号様式) 交付対象事業収支予算書」説明の記入例】

項目	金額	説明
消耗品費	0,000円	・資料用紙(A4版500枚入り)(400円×3)
会場使用料	00,000円	・講座会場(2,000円×5回)、会場備品(マイク等)(800円×5回)
講師謝金	00,000円	・講師謝金(5,000円×5回)、資料作成謝金(1,000円×3枚)
印刷製本費	00,000円	・募集チラシ(3円×5,000枚)、講座資料(10円×4枚×30部×5回)
通信運搬費	00,000円	・募集チラシ発送(82円×300通)、携帯電話料(講座申込受付用)
交通費	00,000円	・講師(1,000円×5回)、スタッフ(1,000円×2名×5回)
人件費	00,000円	・打合せ(1,000円×2時間×2人×5回)、講座当日(3,000円×2人×5回)
広報宣伝費	00,000円	・広告欄掲載料(10,000円×3回)
その他必要経費	00,000円	・食料費(1,000円×15名×5回)
合計	000,000円	

### 3 応募資格

- (1) 不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業(宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業を除く。)に自主的に取り組む団体等

※ 個人での応募はできません。

- (2) 活動拠点を市内に有すること。  
 (3) 継続した活動が期待されるものであること。  
 (4) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜条例第51条)第2条第2

### 3 応募資格

- (1) 不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業(宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業を除く。)に自主的に取り組む団体等

※ 個人での応募はできません。

- (2) 活動拠点(事務所の所在地)を市内に有すること。  
 (3) 継続した活動が期待されるものであること。  
 (4) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜条例第51条)第2条第2

号に規定する暴力団、第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5条に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しないと認められる団体であること。

#### 4 事業の実施期間

平成28年6月から平成29年3月まで

#### 5 申請の手続き

申請するときは、次の書類を各1部提出してください。

様式は、横浜市経済局消費経済課ホームページ「消費者のくらし・消費生活相談」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>)からダウンロードすることができます。

- (1) 消費生活協働促進事業補助金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 団体の概要書 (第2号様式)
- (3) 交付対象事業計画書 (第3号様式)
- (4) 交付対象事業収支予算書 (第4号様式)
- (5) 当該年度の活動計画書
- (6) 当該年度の活動収支予算書
- (7) 前年度の活動報告書
- (8) 前年度の活動収支決算書
- (9) 定款又は規約その他これらに類する書類
- (10) 役員名簿

※ 今年度に結成された新規団体は、(7)「前年度の活動報告書」及び(8)「前年度の活動収支決算書」の提出は不要です。

号に規定する暴力団、第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5条に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しないと認められる団体であること。

#### 4 事業の実施期間

平成29年6月から平成30年3月まで

※ 採択団体の決定は、5月上旬に各団体にご連絡します。講座等の実施を検討される場合は、準備や周知期間を考慮し提案事業の実施時期をご検討ください。

#### 5 申請の手続き

申請するときは、次の書類を各1部提出してください。

様式は、横浜市経済局消費経済課ホームページ「消費者のくらし・消費生活相談」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>)からダウンロードすることができます。

- (1) 消費生活協働促進事業補助金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 団体の概要書 (第2号様式)
- (3) 交付対象事業計画書 (第3号様式)
- (4) 交付対象事業収支予算書 (第4号様式)
- (5) 平成29年度の活動計画書
- (6) 平成29年度の活動収支予算書
- (7) 平成28年度の活動報告書
- (8) 平成28年度の活動収支決算書
- (9) 定款又は規約その他これらに類する書類
- (10) 役員名簿

※ 今年度に結成された新規団体は、(7)「前年度の活動報告書」及び(8)「前年度の活動収支決算書」の提出は不要です。

※(追加)

※ 提出された書類は返却いたしませんので、コピーを取っておいてください。

6 提出書類の受付

(1) 事業提案受付期間

平成28年3月22日(火)から平成28年3月29日(火)午後5時まで

※土日を除く

(2) 提出先

横浜市経済局消費経済課

T 231-0016

横浜市中区真砂町2-22

関内中央ビル5階(セルテ側の入口をご利用ください。)

T E L : 671-2584 F A X : 664-9533

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえご持参くださいますようお願いいたします。

7 審査・選考方法

(1) 補助金交付団体の選定

横浜市消費生活審議会消費生活協働促進事業審査評価部会が消費生活協働促進事業審査基準(P21参照)に従い、応募書類及びヒアリングの内容を踏まえ総合的に審査・選考します。

(2) ヒアリング

応募書類をもとにヒアリングを行います。詳細については、応募団体宛に別途、通知します。なお、応募多数の場合には、事前に書類審査を行う場合があります。

※(5)~(8)は、総会等で確定以前の場合、(案)で提出してください。

※ 提出された書類は返却いたしませんので、コピーを取っておいてください。

6 提出書類の受付

(1) 事業提案受付期間

平成29年3月21日(火)から平成29年3月28日(火)午後5時まで

※土日を除く

(2) 提出先

横浜市経済局消費経済課

T 231-0016

横浜市中区真砂町2-22

関内中央ビル5階(セルテ側の入口をご利用ください。)

T E L : 671-2584 F A X : 664-9533

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえご持参くださいますようお願いいたします。

7 審査・選考方法

(1) 補助金交付団体の選定

横浜市消費生活審議会消費生活協働促進事業審査評価部会が消費生活協働促進事業審査基準(P21参照)に従い、応募書類及びヒアリングの内容を踏まえ総合的に審査・選考します。

(2) ヒアリング

応募書類をもとにヒアリングを行います。詳細については、応募団体宛に別途、通知します。なお、応募多数の場合には、事前に書類審査を行う場合があります。

<p>ア 日時 (予定) 平成 28 年 4 月中下旬</p> <p>イ 会場 未定 (関内駅周辺)</p> <p>ウ 説明者 説明にあたるのは、各団体 2 名以内としてください。</p> <p>エ 進行方法 プレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分の計 20 分とします。なお、時間配分に関しては、変更する場合があります。</p> <p>オ プレゼンテーションの順番について 順番は、抽選により決定します。</p> <p>カ 説明資料 次の応募書類に基づき、説明を行ってください。 ・消費生活協働促進事業補助金交付申請書 (第 1 号様式) ・団体の概要書 (第 2 号様式) ・交付対象事業計画書 (第 3 号様式) ・交付対象事業収支予算書 (第 4 号様式) ※ 資料の追加配布は認めません。</p> <p>(3) 結果発表 平成 28 年 4 月下旬を予定しています。結果については、文書にて当該団体に通知します。</p> <p>8 協働契約の締結 (変更なし)</p> <p>9 補助金の請求について (変更なし)</p> <p>10 提案事業の実施 (変更なし)</p>	<p>ア 日時 (予定) 平成 29 年 4 月中下旬</p> <p>イ 会場 未定 (関内駅周辺)</p> <p>ウ 説明者 説明にあたるのは、各団体 2 名以内としてください。</p> <p>エ 進行方法 プレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分の計 20 分とします。なお、時間配分に関しては、変更する場合があります。</p> <p>オ プレゼンテーションの順番について 順番は、<u>事務局による抽選</u>で決定します。</p> <p>カ 説明資料 次の応募書類に基づき、説明を行ってください。 ・消費生活協働促進事業補助金交付申請書 (第 1 号様式) ・団体の概要書 (第 2 号様式) ・交付対象事業計画書 (第 3 号様式) ・交付対象事業収支予算書 (第 4 号様式) ※ 資料の追加配布は認めません。</p> <p>(3) 結果発表 平成 29 年 5 月上旬を予定しています。結果については、文書にて当該団体に通知します。</p> <p>8 協働契約の締結 (変更なし)</p> <p>9 補助金の請求について (変更なし)</p> <p>10 提案事業の実施 (変更なし)</p>
--	---

11 事業終了後の報告手続き (変更なし)	11 事業終了後の報告手続き (変更なし)
12 補助金の交付の取消し、返還 (変更なし)	12 補助金の交付の取消し、返還 (変更なし)
13 スケジュール (予定)	13 スケジュール (予定)
募集要項配布期間	平成 28 年 1 月 末～平成 28 年 3 月 29 日 (火)
説明会	平成 28 年 3 月 1 日 (火)
事業提案受付期間	平成 28 年 3 月 22 日 (火)～平成 28 年 3 月 29 日 (火)
審査・ヒアリング	平成 28 年 4 月中下旬
結果発表	平成 28 年 4 月下旬
協働契約締結	平成 28 年 5 月中旬
補助金交付決定	平成 28 年 5 月下旬
事業開始	平成 28 年 6 月 1 日 (水)以降
事業報告書等の提出	平成 29 年 4 月 (※1)
事業報告	(※1)補助事業が終了した日の翌日から起算して 30 日以内 平成 29 年 6 月 (※2)
14 情報の公開 (変更なし)	14 情報の公開 (変更なし)
15 停止条件	15 停止条件
この事業は、平成 28 年度予算案が横浜市において議決されたあとに実施が 確定します。	この事業は、平成 29 年度予算案が横浜市において議決されたあとに実施が 確定します。
16 問合せ先 (変更なし)	16 問合せ先 (変更なし)
(※2) 横浜市消費生活審議会消費生活協働促進事業審査評 価部会において、事業報告をしていただきます。	(※2) 横浜市消費生活審議会消費生活協働促進事業審査評 価部会において、事業報告をしていただきます。



**費用は横浜市が補助します!**

(補助上限額 40万円)

「消費者被害の未然防止に関する取組」や「消費者市民社会の実現に向けた取組」を募集します! 採用された取組は、横浜市と提案団体の協働により実施します。提案団体は、企画・運営を横浜市は主に企画協力や広報の支援をします。

# “消費”を通して、安心な暮らしや より良い社会を共に作る事業を募集します!



【募集期間】平成29年3月21日(火)～3月28日(火)まで

【対象】市内に活動拠点(事務所の所在地)を有する団体

【事業説明会】平成29年2月24日(金) ※詳細は裏面をご覧ください。

【募集コース】以下のいずれかのコースから選択してください。

## テーマ1:消費者被害の未然防止に向けた取組

契約に関するトラブル防止や悪質商法による被害の救済に役立つ情報の提供に関する取組を募集します。

<関連キーワード> 事業内容を検討する際の参考としてください。

- 見守り活動を兼ねた悪質商法の未然防止(契約、クーリング・オフ)
- インターネット初心者向けのトラブル未然防止(SNS・ネットショッピング)
- 子どもの事故予防
- 外国人に向けた消費者被害未然防止に関する啓発 など

## テーマ2:消費者市民社会の実現に向けた取組

消費者市民社会※の考え方について、理解を深めるための取組を募集します。

<関連キーワード> 事業内容を検討する際の参考としてください。

- 環境への配慮を考えた消費生活(大量消費、大量廃棄、ローフード・フード)
- 食の安全・安心(食品表示、健康食品、食育、スローフード、地産地消)
- 公正な取引を考える消費行動(フェアトレード)
- 地域課題の解決につながる消費行動(障害者地域作業所の商品購入) など

※消費者市民社会とは

人や社会・環境に配慮して物やサービスを選ぶことやこれらを意識した暮らしを消費者一人ひとりが実践する社会のことを言います。



## 過去の提案事業実施例

内容や手法は自由です！団体の特性を活かした取組を募集します！

毎日の食事に欠かせない調味料をつくっている横浜の生産者と直接ふれあい、地産地消の食材を使ったエコクッキングを学ぶことで、食の安全・安心や地産地消、フードマイレージ(食材を輸送する距離とエネルギー)について考える講座を実施(各テーマの調味料を使ったランチ付き)

【全8回講座、(定員)各回 15名】

【事業名】 横浜産の調味料で地産地消と食の安全を学ぶ講座

市内での消費者市民社会の実現を目指し、市内で活動する団体との協働で、食品ロス・地産地消、環境保全・リサイクル、フェアトレード・コミュニティ経済等をテーマに講座・セミナー、現場見学等を実施

【全6回講座、定員は講座ごとに異なる】

【事業名】 地域を知る/エシカルを知る「ソーシャルな消費者養成講座」

※ 上記の実施例はいずれも、テーマ2に対する事業提案です。

## 事業説明会について

※ 提案をご検討される場合は、可能な限り事業説明会にご参加ください。

【日時】 平成 29 年2月 24 日(金) 午後2時から午後3時まで(開場:午後1時 30 分)

【場所】 松村ビル別館(5階) 502会議室 (横浜市中区住吉町1-13)

【申込方法】 所定の「参加申込票」に必要事項を記入し、平成 29 年2月 20 日(金)までにFAX又はEメールで送付してください。参加申込票は市ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyoudoujigyuu.html>)

## 審査・選考方法

横浜市消費生活審議会の本事業担当委員によるヒアリングを行います。詳細については、応募団体宛てに個別に通知をします。応募多数の場合には、事前に書類審査を行う場合があります。

【日時】 平成 29 年4月中下旬

【会場】 未定(関内駅周辺)

【説明者】 説明にあたるのは、各団体2名以内としてください。

【進行方法】 プレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分の計 20 分とします。なお、応募多数の場合には、時間配分を変更する場合があります。

## 問い合わせ先

横浜市経済局消費経済課  
消費生活協働促進事業担当  
電話:045-671-2584 / FAX:045-664-9533  
Eメール:ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

詳細は、募集要項をご確認ください。  
市ホームページから閲覧できます。

消費生活協働促進事業

